

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年七月十七日

広島県知事 藤田 雄山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

海田ショッピングデパート

2 所在地

安芸郡海田町南大正町一二五九番一

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）

- 1 名称 株式会社マイカル 管財人 岡田 元也
住所 大阪府大阪市中央区久太郎町三一一―三〇
- 2 名称 有限会社広貫堂薬局 代表取締役 二川 勝
住所 安芸郡海田町新町九―二四
- 3 名称 有限会社ニューウェイサービス 代表取締役 藤岡 順子
住所 広島市安芸区矢野西三―七―七
- 4 名称 株式会社瀬戸内カラー 代表取締役 森本 公人
住所 安芸郡海田町南大正町四―二八
- 5 名称 株式会社カツヤ 代表取締役 勝矢 博
住所 安芸郡海田町蟹原二―九―二五
- 6 氏名 小沢 智
住所 安芸郡海田町大正町三―二七
- 7 名称 有限会社オオサカヤ 代表取締役 岡田 一紘
住所 広島市西区横川町二―五―四
- 8 名称 株式会社啓新 代表取締役 池田 春江
住所 福山市三吉町一―八―六
- 9 名称 株式会社三城 代表取締役 加納 誠治
住所 東京都中央区日本橋室町二―四―二
- 10 名称 有限会社絵里佳 代表取締役 世良 寧邦
住所 安芸郡海田町中店一六―六
- 11 名称 株式会社層 代表取締役 藤田 弘道
住所 広島市西区商工センター二―一―一二
- 12 名称 株式会社やしま 代表取締役 中須賀 陽三
住所 尾道市土堂一―四―二一

13 名称 有限会社オキクリーニング 代表取締役 沖 正志郎

住所 安芸郡海田町曙町九―七―三

(変更後)

1 名称 株式会社マイカル 代表取締役 川本 敏雄

住所 大阪府大阪市中央区久太郎町三―一―三〇

2 名称 有限会社広貫堂薬局 代表取締役 二川 勝

住所 安芸郡海田町新町九―二四

3 名称 株式会社瀬戸内カラー 代表取締役 森本 公人

住所 安芸郡海田町南大正町四―二八

4 名称 株式会社タツミヤ 代表取締役 指田 努

住所 東京都八王子市暁町一―三二―一三

5 氏名 小沢 智

住所 安芸郡海田町大正町三―二七

6 名称 株式会社啓新 代表取締役 池田 春江

住所 福山市三吉町一―八―六

7 名称 株式会社三城 代表取締役 多根 裕詞

住所 東京都中央区日本橋室町二―四―二

8 名称 有限会社絵里佳 代表取締役 世良 寧邦

住所 安芸郡海田町中店一六―六

9 名称 株式会社アビ 代表取締役 藤田 貴弘

住所 広島市西区商工センター二―二―四

10 名称 株式会社ナカスカコーポレーション 代表取締役 中須賀 賢

一

住所 広島市安佐南区西原九―一―四

11 名称 有限会社オキクリーニング 代表取締役 沖 正志郎

住所 安芸郡海田町曙町一〇―三〇

三 変更の日

平成十八年五月二十五日

四 変更する理由

1 小売業者の代表者の変更のため

2 テナント店舗入れ替え及びその代表者の変更のため

五 届出年月日

平成十九年七月五日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

海田町企画部まちづくり推進課（安芸郡海田町上市一四―一八）

2 縦覧期間

平成十九年七月十七日から平成十九年十一月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十一月十九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室